

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 3 月 28 日 (金曜日)

号 外 第 31 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次

ページ

○公告

中型まき網漁業の操業制限 (海区漁業調整委員会)

1

水産動植物の採捕禁止 (海区漁業調整委員会)

4

公 告

神奈川海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定により、神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

なお、この指示の有効期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。

令和 7 年 3 月 28 日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 東京内湾

旧羽田沖灯浮標位置 (北緯 35 度 32 分 11.7 秒、東経 139 度 49 分 6.4 秒)、旧川崎航路第 2 号灯浮標位置 (北緯 35 度 30 分 20.2 秒、東経 139 度 47 分 58.6 秒)、J F E スチール扇島第 4 号灯浮標 (北緯 35 度 28 分 24.8 秒、東経 139 度 45 分 1.3 秒)、旧横浜根岸第 2 号灯浮標位置 (北緯 35 度 23 分 39.3 秒、東経 139 度 41 分 2.9 秒)、横須賀市猿島北端及び同市旗山埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

2 東京湾

横須賀市観音埼突端、同市久里浜地先海瀬島灯標 (北緯 35 度 12 分 43.4 秒、東経 139 度 44 分 7.2 秒) 及び三浦市劔埼突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

3 相模湾

(1) イとロを結んだ線以東の海面における操業を禁止する。

(2) イ、ロ、ハ及びイを順次結んだ線によって囲まれた海面における操業は、同時に操業する統数を 6 箇統以内とする。

(3) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル及びヲを順次結んだ線以北の海面における操業を禁止する。

ただし、関係漁業者等との間に操業に関する協議が成立し、神奈川海区漁業調整委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

備考 上記(1)、(2)及び(3)のうち符号によって示される点の位置は、次のとおりとする。

イ 横須賀市長ヶ崎突端

ロ 逗子市大崎突端

ハ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線とロと足柄下郡真鶴町笠島 (通称三ツ石) 南端を結んだ線との交点

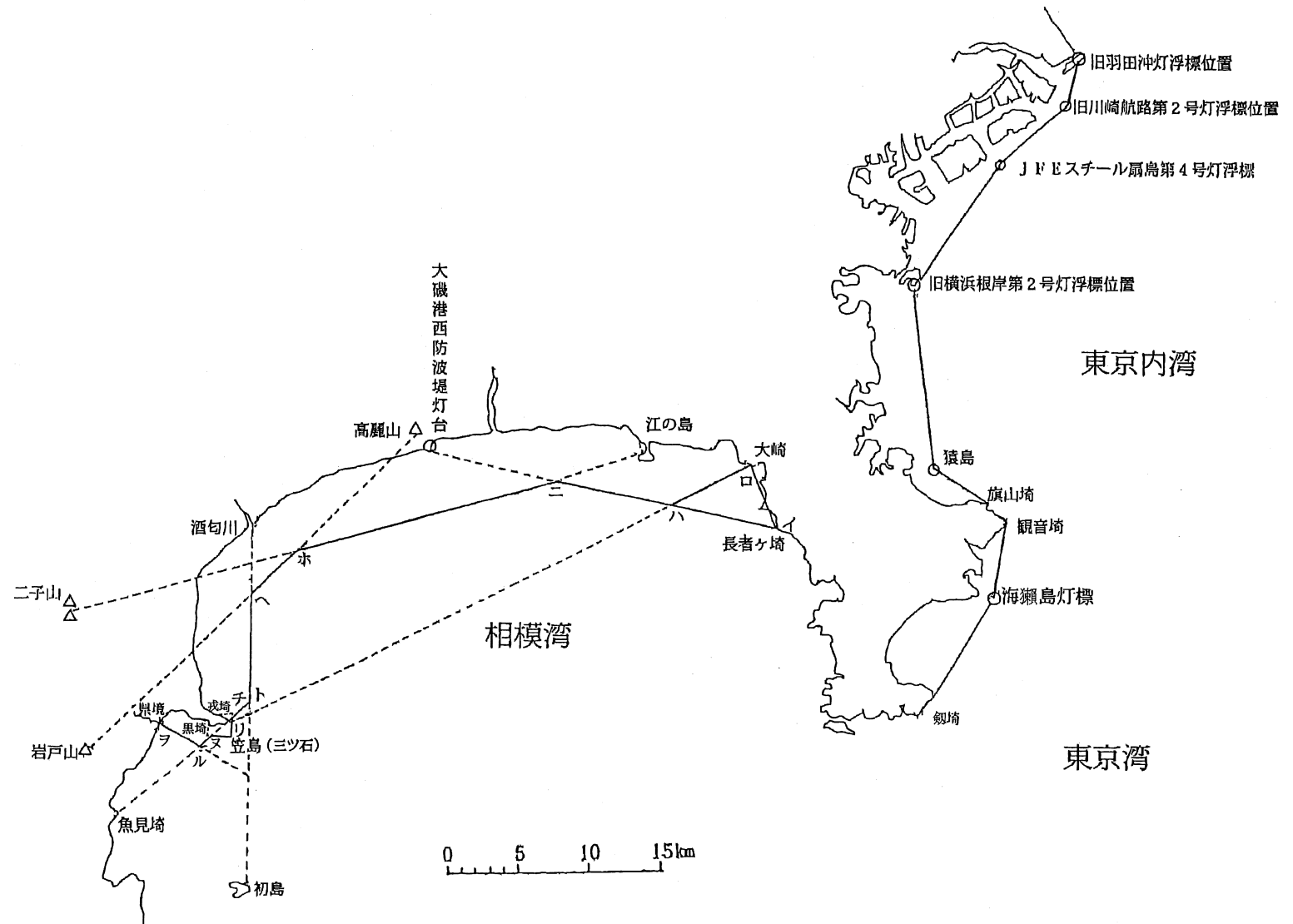
ニ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線との交点

発行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一

- ホ 藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線との交点
- ヘ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点
- ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見埼と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点
- チ 足柄下郡真鶴町真鶴にある戎埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第202号）から80度44.3分1,000メートルの所とりを結んだ線とトとルを結んだ線との交点
- リ 足柄下郡真鶴町笠島南東端から144度14.2分400メートルの所
- ヌ 足柄下郡真鶴町真鶴にある黒埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第203号）から194度14.2分500メートルの所とりを結んだ線とトとルを結んだ線との交点
- ル 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見埼を結んだ線とヲから静岡県熱海市初島初島燈台中心点を見通す線を0度としてヲを中心とする左回り34度20分の線との交点
- ヲ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央
(方位は、真方位による)

(略図)



神奈川県漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場のアマモ場を保護し、水産動植物の繁殖を図るため、同区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止について、次のとおり指示する。ただし、国、神奈川県及び横浜市が試験研究のために採捕する場合並びに神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 7 年 3 月 28 日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 採捕を禁止する区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアの 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

ア 緯度35度22.985分、経度139度39.095分

イ 緯度35度23.068分、経度139度39.198分

ウ 緯度35度23.095分、経度139度39.165分

エ 緯度35度23.012分、経度139度39.062分

2 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 28 日から令和 8 年 4 月 27 日まで

